

国自情第48号
国自旅第73号
平成26年7月7日

地方運輸局自動車交通部長 殿
地方運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局自動車情報課長
(公印省略)

自動車局旅客課長
(公印省略)

レンタカー型カーシェアリングにおける乗り捨て(ワンウェイ)方式の
実施に係る取り扱いの事務処理について

「レンタカー型カーシェアリングにおける乗り捨て(ワンウェイ)方式の実施に係る取り扱いについて」(平成26年3月27日付け国自情第205号、国自旅第609号)に基づき、レンタカー型カーシェアリングを乗り捨て(ワンウェイ)方式により行う場合の事務処理にあたっては下記のとおり行われたい。

記

1. 許可等について

運輸支局等の輸送担当は、申請者又は事業者からレンタカー型カーシェアリングを乗り捨て(ワンウェイ)方式により行う旨の申請又は届け出がなされた場合は、貸渡自動車の配置事務所を自動車の保管場所の確保等に関する法律第2条第3号に定める「保管場所」として確保するとともに、道路運送車両法第7条第1項第5号に定める「使用の本拠の位置」とすることを確約させた上で許可等を行うものとする。

2. 貸渡自動車に係る届出及び登録担当への伝達について

レンタカー型カーシェアリングにおける乗り捨て(ワンウェイ)方式の貸渡自動車であることを自動車登録検査業務電子情報処理システム等で把握し、自動車検査証の備考欄に記載するため、その事務処理については以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 事業者は、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」(平成7年6月13日付け自旅第138号)に基づく手続きのほか、次の事項を実施しようとする場合は、その旨を運輸支局等に届け出ることとする。

- ①従前よりレンタカー型カーシェアリングを実施しており、平成26年9月1日以降に新たに乗り捨て(ワンウェイ)方式に移行する場合
- ②レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て(ワンウェイ)方式を中止し、乗り捨て(ワンウェイ)方式以外の貸渡自動車として使用する場合

(2) 運輸支局等の輸送担当は、事業者からの届出等により次の事項を確認した場合は、当該貸渡自動車の事業用自動車等連絡書等を作成し、乗り捨て(ワンウェイ)方式の貸渡自動車である旨(④の場合にあっては、乗り捨て(ワンウェイ)方式の貸渡自動車でなくなる旨)を明記した上で事業者に交付するとともに、②及び④の場合は事業者に対し、自動車検査証の備考欄への記載手続きを行うよう指導することとする。また、本取扱いを行った場合は、その旨を登録担当に明確に伝達するものとする。

- ①新たにレンタカー型カーシェアリングの乗り捨て(ワンウェイ)方式を実施する場合
- ②従前よりレンタカー型カーシェアリングを実施しており、平成26年9月1日以降に新たに乗り捨て(ワンウェイ)方式に移行する場合
- ③レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て(ワンウェイ)方式で使用する車両を増車する場合
- ④レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て(ワンウェイ)方式を中止し、乗り捨て(ワンウェイ)方式以外の貸渡自動車として使用する場合

3. 自動車検査証の備考欄への記載について

運輸支局等の登録担当は、事業用自動車等連絡書等により当該自動車が乗り捨て(ワンウェイ)方式の貸渡自動車であることを確認した際には、自動車検査証の備考欄に「貸渡(ワンウェイ方式)」と記載することとする。

また、乗り捨て(ワンウェイ)方式を中止し乗り捨て(ワンウェイ)方式以外の貸渡自動車として使用する旨の連絡を受けた際、又は貸渡自動車として使用しない旨の申請があった際は、当該記載を変更又は削除することとする。

なお、具体的な手続きについては別途通知する。

4. 運輸支局等内における連絡方法について

事業用自動車等連絡書による事務処理を行っていない運輸支局等においては、これに準じた伝達方法により実施するものとする。